

京都市人権文化推進計画

平成30年度事業計画

京 都 市

目 次

I 重要課題別の取組

1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり	1
2 子どもを共に育む社会づくり	3
3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり	6
4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり	8
5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組	12
6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重	13
7 安心して働き続けられる職場づくり	15
8 感染症患者等の人権尊重	16
9 犯罪被害者等の人権尊重	17
10 ホームレスの人権尊重と自立支援	18
11 高度情報化社会における人権尊重	19
12 様々な課題	20
13 複数課題に関連する事業	21

II 教育・啓発、相談・救済の取組

1 教育・啓発	22
2 相談・救済	25

III 計画の推進に関する取組

1 推進体制と職員研修	26
2 関係機関、関係団体との連携	26
3 進行管理と評価	26

「京都市人権文化推進計画 平成30年度事業計画」について

○ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本事業計画は、それぞれの施策について実施する予定の具体的な事業名を掲載しています。

- I 各重要課題の取組（同計画の第2章部分に関する取組）
- II 教育・啓発、相談・救済の取組（同計画の第3章部分に関する取組）
- III 計画の推進に関する取組（同計画の第4章部分に関する取組）

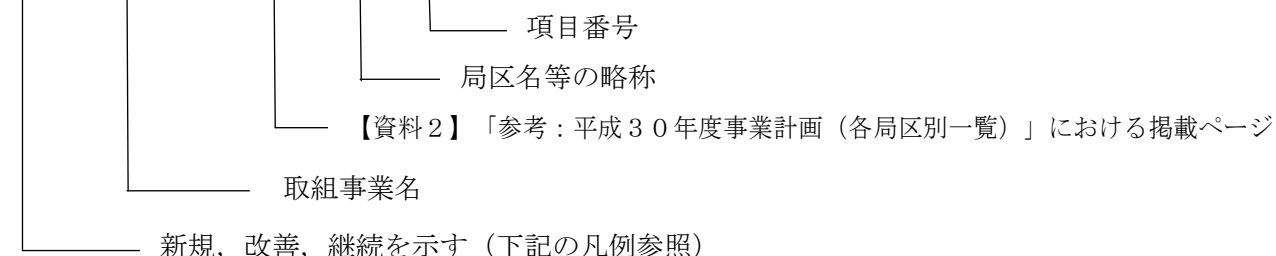
○ 平成30年度事業計画における取組事業数 474事業

（内訳）

新規事業数	8事業
改善等事業数	12事業
継続事業数	454事業

（平成30年度事業計画掲載例）

○ DV対策事業（P7 文市 4）



取組事業の凡例

新規事業……◎，改善等事業……○，継続事業……・

I 各重要課題の取組

人権に関わる各重要課題について、各分野別の計画等に基づき、市民等と共に、各部局連携の下、解決に向けた取組を推進する。

1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 女性の就業率（約6割）は男性（約8割）に比べ低く、また、出産・育児などで就業を中断することなどにより、非正規雇用に就きがちな就業構造があり、さらに、企業等において管理職等に占める女性の割合も依然として低い状況です。このため、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることが必要です。
- ◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数はここ数年全国的にも増加傾向にあり、未然に防止するための啓発や被害者の意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的に、迅速に取り組むことが必要です。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、法制度や相談体制が整備されてきているものの、依然として多くの相談事例があり、防止のための事業主の更なる意識改革が必要です。

実施施策

（1）DV対策

DV対策をより一層総合的かつ計画的に推進するとともに、DV根絶に向けた広報・啓発の実施や京都市DV相談支援センターを京都市のDV対策の中核的施設として、関係機関と連携の下、継続した被害者支援に取り組む。また、若年層に対する啓発や被害者とその子どもの自立に向けた支援に重点を置いた取組を行う。

（平成30年度取組事業）

- ・ DV対策事業（P7 文市4）

（2）雇用・意思決定

男女の均等な雇用機会と待遇の確保等を図るため事業者に対する啓発を推進し、自主的な取組の促進に繋げる。

本市の附属機関等における女性委員の登用を促進するとともに、男女があらゆる分野での意思決定に参画できるよう企業等の取組を支援する。また、女性のニーズに応じた職業能力の開発支援や就業支援を推進する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 市の附属機関等における女性委員の登用の推進（P7 文市6）
- ・ 女性の活躍推進（P7 文市7）

（3）啓発・広報

男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動を推進するとともに、市民等の自主的な取組を支援する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営（P7 文市3）
- ・ 女性の活躍推進（P7 文市7）【再掲】

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

(4) 保育・学校教育

全ての子どもが、男女を問わず個性ある人間として尊重され、その能力を十分発揮できる資質や能力を培う取組や、学校・家庭・地域の連携の下、子どもたちの性に関する意識や実態に即した教育を推進していく。また、性別による固定的な役割分担を反映した慣行などが残されていないか点検・改善を行う。

(平成30年度取組事業)

- ・ 男女の共生を進める保育の推進（P 2 5 はぐくみ31）
- ・ 男女平等にかかわる課題に関する学習等の推進（P 6 2 教育6）

(5) 全般に関わる取組

「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」を進めるために、次の取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進（P 7 文市2）
- ・ 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営（P 7 文市3）【再掲】
- ・ 男女共同参画苦情等処理制度（P 7 文市5）

2 子どもを共に育む社会づくり

主な課題

- ◆ 少子化の進行、また、地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中、子育てに対する不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくありません。
- ◆ 児童虐待相談・通告件数は増加の一途をたどっていることから、更なる体制の強化や資質向上による支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 小中学校における、不登校やいじめ問題についても、引き続き憂慮すべき現状があります。
- ◆ ニートやひきこもりなど、社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会的自立の遅れは社会問題となっています。
- ◆ ひとり親家庭においては子育てを含む家庭生活と仕事の両立は切実な課題であり、ひとり親家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。また、特に母子家庭の母は、パートなど不安定な就労に就いているため低収入の状態にあることが多く、子どもの貧困の問題にもつながっています。
- ◆ また、暴力行為等の問題行動、児童買春や児童ポルノのまん延など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え、学校非公式サイトでの悪口、誹謗中傷の書き込みなどのいわゆるネットいじめ、携帯電話・スマートフォンの危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など依然憂慮すべき状況が続いています。

実施施策

(1)「京都はぐくみ憲章」の推進

憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、いつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として、憲章を実践する行動の輪が広がっていくよう施策を展開する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の推進 (P 2 2 はぐくみ1)
- ・ 広報紙「京都はぐくみ通信／GoGo 土曜塾」の発行 (P 2 2 はぐくみ2)
- ・ 京都はぐくみネットワーク (P 2 2 はぐくみ3)

(2) 児童虐待対策の推進

子育て相談、交流の場の提供などによる虐待の未然防止や、虐待を発見した場合の児童相談所への通告の重要性について市民意識の向上に取り組む。また、児童相談所などの対応力強化を図るとともに、関係機関の連携による虐待の早期発見、予防的啓発等に取り組む。

(平成30年度取組事業)

- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P 2 3 はぐくみ11)
- ・ 児童虐待防止に係る広報啓発 (P 2 4 はぐくみ17)
- ・ 児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施 (P 2 4 はぐくみ21)
- ・ 「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付 (P 2 4 はぐくみ22)
- ・ 児童虐待防止ホームページによる情報提供 (P 2 4 はぐくみ23)
- ・ 児童虐待に関する職員の専門性の向上 (P 2 4 はぐくみ24)
- ・ 児童相談所の体制強化 (P 2 4 はぐくみ25)
- ・ 児童虐待に関する研修の実施 (P 6 4 教育17)

(3) 不登校、いじめ、問題行動

「京都市いじめの防止等に関する条例」などに基づき取組を推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などによる、相談・支援体制の充実を図る。また、問題行動や不登校などの課題解決に向け、学校・家庭・地域が連携した取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進 (P 6 4 教育 1 6)
- 心の居場所づくり推進事業 (P 6 5 教育 1 8)
- ・ 教育相談総合センターでの教育相談 (P 6 7 教育 3 7)
- ・ 不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり (P 6 7 教育 3 8)

(4) ニート・ひきこもり

ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」などの取組を中心とした、幅広い関係機関の連携による総合的・継続的な支援を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 子ども・若者総合支援事業の推進 (P 2 3 はぐくみ 1 0)

(5) 子育て支援ネットワークの充実

子育てを支え合う地域社会の構築を目指し、子どもや子育てに関わるネットワークを強化・発展させていく取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 京都市はぐくみネットワーク (P 2 2 はぐくみ 3) 【再掲】
- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P 2 3 はぐくみ 1 1) 【再掲】
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置 (P 2 3 はぐくみ 1 2)

(6) 子育て家庭への支援

子育てに対する負担感・孤立感を解消するため、支援の継続的实施と支援が必要な世帯の利用に繋げていく取組や、男性の子育てへの参加促進、地域による子育て支援などを推進する。また、ひとり親家庭など固有の課題やニーズに応じたきめ細かな支援を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P 2 3 はぐくみ 1 1) 【再掲】
- ・ 親と子のこころの電話相談員の養成 (P 2 3 はぐくみ 1 3)
- ・ 親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施 (P 2 3 はぐくみ 1 4)
- ・ ひとり親家庭等医療費支給事業 (P 2 3 はぐくみ 1 5)
- ・ 子ども医療費支給事業 (P 2 3 はぐくみ 1 6)
- ・ 貧困家庭の子ども・青少年対策の推進 (P 2 4 はぐくみ 1 8)
- ・ 子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援 (P 2 4 はぐくみ 1 9)
- ・ 里親支援事業 (P 2 4 はぐくみ 2 0)
- ・ 地域子育て支援事業の拡充 (P 2 5 はぐくみ 3 4)
- ・ 「こどもみらい館」における事業の推進 (P 2 6 はぐくみ 3 9)
- ◎ さきょうほっこりベビーフェスタ (仮称) (P 3 3 左京区 1 3)
- ・ 温もりの電話相談員の養成 (P 6 5 教育 2 3)

(7) 子育てを支え合える地域社会づくり

社会福祉協議会、民生児童委員、PTAなど、多くの地域団体が行う子育て支援活動を核として、より広範な地域住民が子育て支援に参画できるよう一層の取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 京都市はぐくみネットワーク (P 2 2 はぐくみ3) 【再掲】
- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P 2 3 はぐくみ1 1) 【再掲】
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置 (P 2 3 はぐくみ1 2) 【再掲】

(8) 携帯電話・インターネット

携帯情報通信機器 (スマホ・ゲーム機を含む) の危険性や依存性について携帯電話会社、PTA、家庭との連携のもと、子どもの実態を踏まえた取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策の推進 (P 6 5 教育1 9)

(9) 安全教育

学校の安全管理体制を一層充実するとともに、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの安全」の推進や、交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ ジュニア消防団 (P 5 5 消防6)
- ・ 「チャレンジ! 防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施 (P 5 6 消防1 7)
- ・ 防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発 (P 5 6 消防1 8)
- 防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施 (P 5 6 消防1 9)
- ・ 消防の図画・ポスター・作文の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発 (P 5 6 消防2 0)
- ・ ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載 (P 5 6 消防2 1)
- ◎ 年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施 (P 5 7 消防2 9)
- ・ 救命入門コース (P 5 8 消防4 5)
- ・ 普通救命講習Ⅲ (P 5 8 消防4 6)
- ・ 幼年消防クラブ (P 5 8 消防4 7)
- ・ 未就学児とその保護者に対する防火等の指導 (P 5 8 消防4 8)
- ・ 「地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置 (P 6 0 交通1 3)

3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり

主な課題

- ◆ いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37（2025）年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要があります。
- ◆ 増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努める必要があります。

実施施策

（１）虐待

区役所・支所，地域包括支援センター等の関係者が一体となった地域の高齢者への権利侵害の早期発見・対応の取組の推進や，緊急時の一時避難場所の確保，施設・事業所における虐待防止の徹底や啓発に取り組む。

（平成30年度取組事業）

- ・ 京都市高齢者虐待シェルター確保事業（P20 保福69）
- ・ 高齢者虐待防止事業（P20 保福71）

（２）権利擁護

成年後見制度を必要とする方の発見から利用まで一貫した支援の実施や，市民後見人の養成による後見人の確保と制度の一層の利用を促進する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 高齢者・障害者権利擁護推進事業（P16 保福33）
- ・ 京都市成年後見支援センターの設置・運営（P20 保福73）
- ・ 市民後見人の養成（P20 保福75）

（３）認知症対策

認知症に関する知識や正しい理解の普及や，認知症高齢者やその家族が地域社会から孤立しないための啓発活動の推進，専門的な相談の機会充実や認知症の予防，早期発見，早期相談，早期診断に向けた体制の構築などの取組を推進する。

（平成30年度取組事業）

- ～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業（P19 保福60）
- ・ 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（P19 保福61）

（４）介護サービス

介護が必要になっても，住み慣れた地域で生活が続けられるよう居宅系サービスや地域に根差した小規模施設の整備を促進する。また，特別養護老人ホーム入居者のその人らしい生活の尊重と継続を図るための個室・ユニットケアを推進する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 介護サービスの提供（P21 保福81）

(5) 見守り

日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で見守り、支援するためのネットワークづくりを推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 地域における見守り活動促進事業 (P 13 保福1)
- ・ 老人福祉員設置事業 (P 19 保福67)
- ・ 一人暮らし高齢者全戸訪問事業 (P 20 保福68)

(6) 社会参加

ライフスタイルに応じた生きがいがづくりを支援するため、高齢者の経験・技能などを社会の様々な分野にいかす担い手づくりの取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ シルバー人材センターへの助成 (P 19 保福62)
- ・ 老人クラブへの活動費補助 (P 19 保福63)
- ・ 老人福祉センターの運営 (P 20 保福77)
- ・ 老人クラブハウスへの助成 (P 20 保福78)

(7) 世代を超えて支え合う意識の共有

多世代が交流できる身近な場の提供や、高齢者の人権について市民ひとりひとりが自ら考える機会の提供等による意識啓発を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 市民すこやかフェアの開催 (P 19 保福65)
- ・ 老人の日記念行事を通じた取組 (P 20 保福79)

(8) 学校教育

職場体験活動における高齢者福祉施設への訪問等による高齢者との交流の促進や伝統文化、福祉をテーマにした学習を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 高齢者との交流等の推進 (P 63 教育10)

(9) 全般に関わる取組

「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」を進めるために、次の取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)の実施 (P 2 環境5)
- ・ 老人スポーツの普及事業 (P 19 保福64)
- ・ ねんりんピックへの選手派遣 (P 19 保福66)
- ・ 老人医療費支給事業 (P 20 保福72)
- ・ 京都市居住支援協議会 (P 20 保福74, P 27 都計1)
- ・ 敬老乗車証の交付 (P 20 保福76)
- ・ 京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導 (P 55 消防3)
- ・ 地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築 (P 56 消防15)
- ・ 安心アドバイザー研修の実施 (P 56 消防16)

◎ 福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の導入 (P 57 消防34)

4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化に伴い、権利擁護など様々な支援のニーズに合った対応が求められています。
- ◆ 障害のある人への調査結果では、障害や障害のある人に対する理解や啓発の更なる充実が求められています。
- ◆ 道路の段差や建築物等のバリアフリー化を進めてきましたが、今後もこれらのニーズは増大・多様化することが予想されることから、更なる取組の推進が求められます。
- ◆ 障害者権利条約の発効や障害者差別解消法の制定を踏まえ、障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組を社会全体として推進していく必要があります。

実施施策

(1) 障害者虐待の防止

虐待があった場合の被虐待者への支援や事業者等への指導を行う。また、虐待防止に係る周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業者等で構成する専門部会などで具体的な事例検討を行う。

(平成30年度取組事業)

- ・ 障害者虐待防止対策事業 (P 14 保福9)

(2) 障害のある人の権利擁護の促進

権利擁護を推進するためのネットワークを構築するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 (P 13 保福4)

(3) 精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及啓発や、精神障害のある人の地域生活を支えるための支援の充実を図る。また、長期入院者への退院に向けた支援や、精神科病院への実地指導の実施や、人権に配慮した適正な精神科医療の確保を図る。

(平成30年度取組事業)

- ・ 精神科救急医療システム (P 15 保福22)
- ・ こころのふれあい交流サロンの運営 (P 16 保福28)
- ・ 講演会及びシンポジウムの開催 (P 17 保福38)
- ・ 精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供 (P 17 保福39)
- ・ 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援 (P 17 保福40)
- ・ 精神障害者法律相談 (P 17 保福41)
- ・ 精神保健福祉相談事業 (P 17 保福42, 各区)
- ・ 精神障害者訪問指導事業 (P 17 保福43, 各区)
- ・ 精神障害者地域生活安定化支援事業 (P 17 保福44, 各区)
- ・ 京都市精神障害者社会適応訓練事業 (P 17 保福45, 各区)
- ・ こころのふれあいネットワークの構築 (P 17 保福46, 各区)
- ・ こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加 (P 17 保福47, 各区)
- ・ 機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行 (P 18 保福48)
- ・ 精神保健福祉相談員及び関係職員の研修 (P 18 保福49)
- ・ こころのふれあいネットワークによる学習会の実施 (P 18 保福50, 各区)

- ・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画（P 1 8 保福 5 2, 各区）

（４）障害のある人の就労支援

企業、行政等の連携により、障害のある人が働き続けることができるような就労支援を推進するとともに、企業における障害者の積極的な雇用や、共に働くことができる環境づくりを促進するための啓発を推進する。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ 障害者の就労支援対策（P 1 4 保福 8）
- ・ 京都市障害者雇用促進啓発事業（P 1 5 保福 2 1）
- ・ 統合失調症及びうつ病の市民のための就労支援講座（P 1 8 保福 5 3）
- ・ 精神障害者雇用支援連絡協議会（P 1 8 保福 5 4）
- ・ 身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施（P 5 4 人事委 1）
- ・ 障害のある生徒の就労支援（P 6 4 教育 1 3）

（５）発達障害児者及びその家族への支援の充実

早期の子どもへの発達支援のため、保育所等における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーションを行い、地域の支援体制の強化を図る。

地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発・研修を推進する。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ 子育てサポートプログラム普及推進事業（P 2 4 はぐくみ 2 6）
- ・ 発達障害者支援センター「かがやき」の運営（P 1 6 保福 3 4, P 2 4 はぐくみ 2 7）

（６）相談支援

地域での相談強化のために、地域の相談支援体制の充実と質的向上を図る。

（平成 3 0 年度取組事業）

- 障害者休日・夜間相談受付センターの設置（障害者 24 時間相談体制等構築事業）（P 1 3 保福 5）
 - ・ 障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実（P 1 4 保福 1 2）
 - ・ 知的障害者専門相談事業（P 1 4 保福 1 3）
 - ・ 障害者相談員設置事業（P 1 4 保福 1 4）
 - ・ 障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業（P 1 6 保福 2 9）

（７）ユニバーサルデザイン・まちづくり

京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき、建築や公共交通機関、道路等のバリアフリー化、全ての人々が社会で活動しやすい環境づくりや支え合うことのできる「こころのユニバーサルデザイン」を推進する。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ 市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修（P 1 各局区等 5, P 3 行財 2）
- ・ ユニバーサルデザインに対応した観光トイレの充実（P 2 環境 4）
- ・ ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備（P 2 環境 6）
- ・ みやこユニバーサルデザインの推進（P 1 3 保福 2）
- ・ いきいきハウジングリフォーム事業（P 1 5 保福 2 0）
- ・ バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進（P 2 7 都計 2）
- 交通バリアフリーの推進（P 2 7 都計 3）
 - ・ 「人にやさしいまちづくり」の推進（P 2 8 建設 1）
 - ・ バリアフリーに適応した公園整備の推進（P 2 8 建設 2）
 - ・ ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導（P 5 5 消防 1 0）
 - ・ ノンステップバスの充実（P 6 0 交通 1 4）

- ・ 地下鉄駅施設の整備（P 6 0 交通 1 6）

（８）社会参加・交流促進

地域の人々との触れ合いやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進や障害のある人がスポーツを楽しめる場の提供や障害者スポーツの裾野を広げる取組を推進する。

また、京都市手話言語条例の施行を契機として、手話への理解の促進や普及啓発をより積極的に行うとともに、手話通訳者などの派遣や養成等により一層取り組んでいく。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ ほほえみ交流活動支援事業（P 1 3 保福 3）
- ・ ほほえみ広場の開催（P 1 4 保福 1 0）
- ・ 点訳、音訳、手話、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発（P 1 4 保福 1 1）
- ・ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の派遣（P 1 5 保福 1 5）
- ・ 聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実（P 1 5 保福 1 6）
- ・ 身体障害者障害別体育大会の開催（P 1 5 保福 1 7）
- ・ 知的障害者スポーツ大会の開催（P 1 5 保福 1 8）
- ・ 全国車いす駅伝競走大会の開催（P 1 5 保福 1 9）
- ・ 自動車運転免許取得助成（P 1 5 保福 2 3）
- ・ 自動車改造費助成（P 1 5 保福 2 4）
- ・ 重度障害者タクシー料金助成（P 1 5 保福 2 5）
- ・ 障害者情報バリアフリー化支援事業（P 1 5 保福 2 6）
- ・ 市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業（P 1 5 保福 2 7）
- ・ 精神障害者バレーボール京都市大会の開催（P 1 8 保福 5 1）
- ・ 本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化（P 5 1 市会 1）
- ・ インターネット議会中継における手話通訳の実施（P 5 1 市会 7）
- ・ 障害のある市民の生涯学習事業（P 6 4 教育 1 5）

（９）啓発

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及や、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動を推進する。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ 心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集（P 1 3 保福 6）
- ・ 補助犬啓発事業（P 1 3 保福 7）
- ・ 特別支援教育の理解促進（P 6 4 教育 1 4）

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発（２）人権啓発」の中でも実施していく。

（10）保育・学校教育

インクルーシブ教育の理念のもと、きめ細かい就学相談や支援体制を構築するとともに、総合育成支援教育の情報提供や啓発を実施する。また、総合支援学校高等部では、働くための知識や技術の取得や、意欲向上につながる取組の充実を図る。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ 障害のある児童の保育の充実（P 2 5 はぐくみ 2 9）
- ・ 総合育成支援教育の推進（P 6 4 教育 1 2）
- ・ 障害のある生徒の就労支援（P 6 4 教育 1 3）【再掲】
- ・ 特別支援教育の理解促進（P 6 4 教育 1 4）【再掲】

(11) 共生社会の実現に向けたネットワークの充実

障害当事者、その家族、学識経験者等で構成される審議会等において意見聴取しながら取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 京都市障害者施策推進審議会 (P 1 6 保福30)

(12) 全般に関わる取組

「障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」を進めるために、次の取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ テレビ広報の一部への字幕挿入 (P 4 総企1)
- ・ 市民しんぶん視覚障害者版 (P 4 総企3)
- ・ 生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版 (P 4 総企6)
- ・ 重度心身障害者医療費支給事業 (P 1 6 保福32)
- ・ 地域リハビリテーション推進事業 (P 1 6 保福35)
- ・ 高次脳機能障害者支援センター (P 1 6 保福36)
- ・ 重度障害老人健康管理費支給事業 (P 1 8 保福56)
- ・ 東山アールスペース (P 2 2 はぐくみ6)
- ・ 表現活動へのお誘い～からだではなそう～ (P 2 3 はぐくみ9)
- ・ 点字請願、陳情の受付 (P 5 1 市会3)
- ・ 市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行 (P 5 1 市会4)
- ・ 京都市WEB119の実施 (P 5 6 消防22)
- ・ 消防ファクシミリの運用 (P 5 7 消防24)
- ・ 筆談具の設置 (P 5 7 消防27)

5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組

主な課題

- ◆ 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、様々な取組を進めてきました。引き続き、いまだ解決に至っていない取組について早期完了に向けた改革・見直しを進めていく必要があります。
- ◆ インターネット上への悪質な書込みや身元調査等による戸籍等の不正取得を防止するために適正な対応をする必要があります。
- ◆ 「人権に関する市民意識調査（平成25（2013）年11月実施）」の結果では、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、旧同和地区やその出身者の方を「気にする」という回答が依然としてあることから、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

実施施策

（１）第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写し等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努める。

（平成30年度取組事業）

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用（P7 文市9）

（２）啓発

関係機関との連携を図りながら、市民及び企業・団体等への啓発を推進する。また、企業等における公正な採用選考を促進するための啓発を推進する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P10 文市33）
※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （２）人権啓発」の中でも実施していく。

（３）教育

保護者との連携のもと、主体的な生きる力をつける保育・教育を推進する。また、全ての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育の取組の充実や人権問題解決への実践的態度の育成を図る。

（平成30年度取組事業）

- ・ 同和問題にかかわる課題に関する学習等の推進（P62 教育7）

（４）全般に関わる取組

「ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」を進めるために、次の取組を推進する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革（P8 文市12）

6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重

主な課題

- ◆ 民族や国籍が違うということだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチなど）をはじめとする差別的事象が見受けられます。
- ◆ 近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立するなどの問題が出てきています。

実施施策

（１）コミュニケーション支援

多言語化等によるきめ細やかで確実な情報提供と相談事業の充実や日本語及び日本社会に関する学習の支援を推進する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業（P 4 総企 8）
- ・ 京都市生活ガイドのWEB上での公開（P 5 総企 19）
- ・ 外国人のための各種相談事業（P 5 総企 20）
- ・ 日本語学習支援事業（P 5 総企 22）
- ・ 外国籍市民との交流事業の推進（P 22 はぐくみ 7）
- ・ リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成（P 51 市会 6）
- ・ 外国人のお客様に対するサービス向上（P 61 上下水 11）

（２）生活支援

児童・生徒や保護者に対する教育・子育て支援の充実、高齢者や障害のある方への福祉、保健、医療の充実、防災対策・危機管理の充実に向けた確実な情報提供などを推進していく。また、受入環境の整備等、留学生に対する支援の充実を図る。

（平成30年度取組事業）

- ・ 医療通訳派遣事業（P 5 総企 11）
- ・ 外国人のための住宅支援事業（P 5 総企 17）
- ・ G K P キャリアガイダンス&ジョブフェア（P 5 総企 18）
- ・ 「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布（P 18 保福 57）
- ・ 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業（P 20 保福 70）
- ・ 保育所に関する外国語パンフレット等のHPへの掲載（P 25 はぐくみ 37）
- ・ 「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布（P 27 都計 4）
- ・ 4箇国語版 防火防災パンフレットの配付（P 57 消防 25）
- ・ 4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載（P 57 消防 26）
- ・ 「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施（P 57 消防 30）
- ・ 4箇国語対応救急活動現場シートの運用（P 57 消防 31）
- ・ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の運用（P 57 消防 33）
- ・ 安心救急ステーション事業における外国人対応（P 58 消防 44）

（３）多文化共生の地域づくり

外国籍市民等が活躍できる機会の提供や地域住民との交流などの社会参画の促進を図る。また、「ヘイトスピーチ」等については、関係機関等とも連携して適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりを推進する。

（平成３０年度取組事業）

- ・ 国際文化市民交流促進サポート事業（Ｐ４ 総企７）
- ・ 啓発物品の作成及び配付（Ｐ５ 総企１２）
- ・ 連続フォーラム「チョゴリときもの」（Ｐ５ 総企１３）
- ・ k o k o k a オープンデイ（Ｐ５ 総企１４）
- ・ 国際理解プログラム「PICNIK」（Ｐ５ 総企１５）
- ・ 世界の絵本展（Ｐ５ 総企１６）
- ・ 国際化に関するボランティア活動育成事業（Ｐ５ 総企２１）
- ・ ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応（Ｐ５ 総企２３）
- ・ 地域・多文化交流ネットワーク促進事業（Ｐ６ 総企２４）

（４）保育・学校教育

子ども同士が互いの文化の違いを認め、尊重し合える保育を推進する。また、多様な文化的背景をもつ児童・生徒の民族的・文化的アイデンティティを大切にする取組や多文化共生の意識を高めることができる取組などを推進する。

（平成３０年度取組事業）

- ・ 異文化を持つ人との共生を進める保育の推進（Ｐ２５ はぐくみ３２）
- ・ 留学生による学校活動支援事業（Ｐ６２ 教育２）
- ・ 外国人・外国籍市民等にかかわる課題に関する学習等の推進（Ｐ６３ 教育８）
- 帰国・外国人児童生徒等に対する支援（Ｐ６３ 教育９）

（５）全般に関わる取組

「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」を進めるために、次の取組を推進する。

（平成３０年度取組事業）

- ・ 社会見学受け入れ事業（Ｐ４ 総企９）
- ・ 京都市多文化施策審議会の開催（Ｐ５ 総企１０）
- 海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）（Ｐ１２ 産観５）
- ・ 観光案内標識の整備（Ｐ１２ 産観６）
- ユニバーサルツーリズムの推進（Ｐ１２ 産観７）
- ・ ムスリム観光客の受入環境整備（Ｐ１２ 産観８）
- 観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進（Ｐ１２ 産観９）
- ◎ 多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災講習会の開催（Ｐ５５ 消防９）

7 安心して働き続けられる職場づくり

主な課題

- ◆ やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、仕事や家庭生活，社会貢献などにおいても，生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」についての認知度を高めるとともに，企業における環境整備の支援が必要です。
- ◆ 職場内の優位性を利用し，本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ，嫌がらせが顕在化してきています。また，最近では，働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや，職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせであるマタニティ・ハラスメントも問題となっています。
- ◆ 低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者の「使い捨て」などが大きな社会問題となっています。

実施施策

(1) 真のワーク・ライフ・バランスの促進

I T等を利用した啓発の強化及び市民意識の向上を図るとともに，企業等や市民の実践促進につながるよう，「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて取組を進める企業等の先進事例や様々な方法で取り組む市民の活動の発信を進める。

(平成30年度取組事業)

- 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進（P 7 文市1）

(2) 啓発・広報

パワーハラスメントをはじめとする職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し，人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図る。

(平成30年度取組事業)

- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P 10 文市33）【再掲】
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催（P 10 文市34）
- ・ インターネットを活用した情報の発信（P 12 産観1）
- ・ 講座の開催（P 12 産観2）
- ・ 人権啓発サポート制度（P 8 文市16，P 12 産観3）
- ・ 京都ブラックバイト対策協議会における取組（P 12 産観4）

※ この他，「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

8 感染症患者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 青少年への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、現在も啓発体制が確立できているが、中高年については今後、各自の職場や地域生活の場で正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。
- ◆ HIV陽性者に限らず、結核等の感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題があります。

実施施策

(1) 相談・検査体制

プライバシーに配慮した感染症患者等の相談体制の充実や、利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査体制の充実を図る。

(平成30年度取組事業)

- ・ HIV検査普及週間における啓発体制の確立 (P 2 1 保福83)
- ・ エイズ相談・カウンセリング体制の確立 (P 2 1 保福85)
- ・ 「HIV検査」の実施 (P 2 1 保福87)

(2) 人材育成

人権やセクシュアリティの多様性を理解した上で支援することができるような幅広い研修を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ エイズ専門講師による担当職員研修会 (P 2 1 保福88)

(3) 啓発

感染症について正しく理解するための啓発活動を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ AIDS文化フォーラム in 京都 (P 2 1 保福82, P 2 2 はぐくみ4)
- ・ 世界エイズデー街頭啓発事業 (P 2 1 保福84)
- ・ エイズ啓発パンフレット作成・配布 (P 2 1 保福86)
- ・ 「HIV・性感染症検査及び予防啓発事業」 (P 2 2 はぐくみ5)
- ・ レンアイリョク向上委員会エイズデー企画 (P 2 3 はぐくみ8)

※ この他、「II 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(4) 教育

学校・職場等において感染症に関する正しい知識の伝達、感染経路や予防方法などの指導を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 学校における性に関する指導・エイズ教育の推進 (P 6 5 教育21)

9 犯罪被害者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪による生命や身体への直接的な影響だけでなく、心身の不調や苦痛などにも苦しめられながら、十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあります。
- ◆ また、犯罪被害後において、捜査・報道・裁判・相談等の負担や周囲の理解不足や不用意な言動等を受けることにより、更に傷付き苦しむ二次的被害も問題となっています。

実施施策

(1) 支援対策

京都市犯罪被害者支援総合窓口において、相談や必要な情報の提供、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行う。

(平成30年度取組事業)

- ・ 犯罪被害者支援策の推進（支援対策）（P 8 文市10）

(2) 啓発・教育

犯罪被害者等が置かれている状況や支援について、市民や事業者が理解を深めるために広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）（P 8 文市11）

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

10 ホームレスの人権尊重と自立支援

主な課題

- ◆ 様々な支援施策を推進した結果、ホームレス数は10年前と比較すると約8割減少していますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっています。
- ◆ 本市の支援施策がホームレスの間に広く認知される一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じています。
- ◆ ホームレス状態にある人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権に関わる重大な問題が発生しています。

実施施策

(1) 勤労

就労による自立を支援するため、京都市自立支援センターを運営し、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供や公共職業安定所と連携した就労支援を実施する。

(平成30年度取組事業)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P 18 保福55)

(2) 社会参加

「京都市ホームレス居宅定着支援事業」を実施し、ホームレスが居宅生活に移行した後、地域社会の中で安定した生活を送ることができるよう集中的な定着支援を実施する。

(平成30年度取組事業)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P 18 保福55) 【再掲】

(3) 相談

ホームレスが生活する場所を訪問し、自立に向けた相談・支援を行うとともに、多重債務等の自立に向けた阻害要因を抱えるホームレスに対して、弁護士による相談の機会を提供する。

(平成30年度取組事業)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P 18 保福55) 【再掲】

1 1 高度情報化社会における人権尊重

主な課題

- ◆ 現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっています。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報の漏えいや、それが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生しています。
- ◆ また、身元調査のように差別的な行為につながる事案も起きています。
- ◆ インターネットにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等において、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーに関わる情報等が一方的に掲載される事例が頻発しています。また、一旦ホームページ等に掲載されてしまうと、短期間のうちに広範囲に広まってしまい、削除することが困難となっています。

実施施策

（１）携帯電話・インターネット

携帯電話・インターネットの危険性や依存性について携帯電話会社、PTA、家庭との連携のもと、子どもの実態を踏まえた取組を推進する。

（平成30年度取組事業）

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P11 文市40）
- ・ 携帯電話・インターネット不適切利用防止対策の推進（P65 教育19）【再掲】

（２）啓発・広報

市民ひとりひとりがインターネットの利点と危険性を踏まえ、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進するとともに、インターネット上で人権侵害があった場合の対処方法や相談窓口の周知を行う。

（平成30年度取組事業）

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P11 文市40）【再掲】
- ※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （２）人権啓発」の中でも実施していく。

（３）第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写し等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努める。

（平成30年度取組事業）

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用（P7 文市9）【再掲】

1 2 様々な課題

主な課題

- ◆ これまでに掲げた重要課題の他にも、社会情勢の変化等に伴い、L G B T等の性的少数者や刑を終えて出所した人等に対する人権問題など、様々な課題が見受けられるようになってきており、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

実施施策

様々な人権課題について正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の状況も踏まえながら、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組む。

(平成30年度取組事業)

◎ L G B T等の性的少数者に係る取組の推進（P 1 1 文市37）

※ 取組事業は、「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中で実施していく。

1 3 複数課題に関連する事業

複数の重要課題に関連する事業として、次の取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布（P2 環境2）[多文化／高齢者]
- ・ 有料指定袋制の実施に伴う福祉施策（P2 環境3）[高齢者／障害者など]
- ・ インターネットによる情報の発信（P4 総企4）[多文化／障害者]
- ・ 市民活動総合センターの管理・運営（P7 文市8）[全般]
- ・ 京都市地域自殺対策推進センター運営事業（P16 保福31）[全般]
- ・ くらしとこころの総合相談会（P17 保福37）[全般]
- ・ 福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行（P18 保福58）[高齢者／障害者など]
- ・ ボランティアに関する各種講座の開催（P19 保福59）[高齢者／障害者など]
- ・ 介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布（P20 保福80）[多文化／障害者]
- ・ 区民ふれあい事業（各区・支所）[全般]
- ・ インターネットによる情報発信（P51 市会5）[全般]
- ・ 投票しやすい環境の整備（P52 選管1）[高齢者／障害者]
- ・ 市民防災センターにおける防災体験（P55 消防5）[子ども／高齢者など]
- ・ 防火安全指導の実施（P55 消防11）[高齢者／障害者など]
- ・ 熱中症対策指導の実施（P55 消防12）[高齢者など]
- ・ 防火防災教育訓練の実施（P55 消防13）[女性／子ども／障害者など]
- ・ 防災行動マニュアル策定の推進（P55 消防14）[全般]
- ・ 緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業（P56 消防23）[高齢者／障害者]
- ◎ 住宅用火災警報器取付支援の実施（P57 消防28）[高齢者／障害者]
- ・ 救急活動記録書の遺族への提供（P57 消防32）[全般]
- ・ ホームページ上へのAEDマップの公開（P58 消防43）[全般]
- ・ 市バスにおける多言語などによる案内（P60 交通12）[多文化／障害者]
- ・ 地下鉄における多言語などによる案内（P60 交通15）[多文化／障害者]
- ・ コミュニケーションボードの設置（P61 上下水8）[多文化／障害者]
- ・ 聴覚障害者への窓口対応支援事業（P61 上下水9）[高齢者／障害者]
- ・ 地域読み書き教室支援事業（P62 教育3）[全般]
- ・ 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業（P67 教育36）[高齢者／障害者]

Ⅱ 教育・啓発，相談・救済の取組

「教育・啓発」，「相談・救済」の分類に基づく人権施策については，「Ⅰ 各重要課題の取組」を縦軸とするなら，それぞれに共通する横軸の取組に当たるものであり，両者の総合的な取組により，人権文化の構築を目指す。

1 教育・啓発

主な課題

- ◆ 人権に関する市民意識調査の結果から，広く市民に関心を持ってもらえるような取組や若い世代への情報発信や取組の必要性，企業が人権尊重の視点を大切にし，その社会的責任を果たすことなどが求められていることから，対象や関心に応じたきめ細かな人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

実施施策

(1) 人権教育

ア 家庭教育

「京都はぐくみ憲章」の理念を踏まえ，大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 広報紙「京都はぐくみ通信／GoGo 土曜塾」(P 2 2 はぐくみ 2)【再掲】
- ・ 京都はぐくみネットワーク (P 2 2 はぐくみ 3)【再掲】
- ・ 子育て学習会・子育て講演会の開催 (P 2 5 はぐくみ 3 5)
- ・ 保護者会活動の支援 (P 2 5 はぐくみ 3 6)
- ・ 各学校・幼稚園における保護者対象の学習会，懇談会等人権学習会の開催 (P 6 5 教育 2 4)

イ 学校等における人権教育

(ア) 幼稚園・保育所・認定こども園

生涯にわたる人格形成の基礎を培う心情・意欲・態度を育むことを目標として，「子どもの権利条約」を踏まえ，相手を尊重する気持ちなど，道徳性の芽生えを培う。

(平成30年度取組事業)

- ・ 「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践 (P 2 5 はぐくみ 2 8)
- ・ 幅広い地域からの利用と交流 (P 2 5 はぐくみ 3 0)
- ・ 地域の保護者・児童の自立の支援等 (P 2 5 はぐくみ 3 3)

(イ) 学校

人権の大切さを理解し，人権尊重を規範とした日常の行動が取れる子どもの育成，すなわち「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目指した取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 「人権教育指導資料集(参考試案)」の活用 (P 6 2 教育 4)
- ・ 「学校における人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進 (P 6 2 教育 5)
- ・ 健康教育の推進 (P 6 5 教育 2 0)

ウ 社会教育

人権問題に関するPTA活動や地域女性団体活動の支援等を通じて、人権の各重要課題を広く保護者・市民に啓発し、人権問題は市民ひとりひとりの身近な問題であり、社会全体の問題として全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図っていく。

(平成30年度取組事業)

- ・ 生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度 (P 6 5 教育 2 2)
- ・ 京都市PTAフェスティバル (P 6 6 教育 2 5)
- ・ 憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード (P 6 6 教育 2 6)
- ・ 「ゴールデン・エイジ・アカデミー」の開催 (P 6 6 教育 2 8)
- ・ 「学びのフォーラム山科」の開催 (P 6 6 教育 3 0)
- ・ 人権問題関連図書の展示と貸出し (P 6 6 教育 3 1)

(2) 人権啓発

ア 市民への啓発等

より多くの市民に人権への関心を持ってもらえるよう「広報」に重点的に取り組んだうえで、市民の関心・理解の高まりに応じて、市民との協働による「学習機会の提供」や市民の「自主的な取組の支援」に取り組んでいく。また、ICTの積極的な活用などにより若年層への情報発信や「学生のまち京都」の特性を踏まえた取組を推進する。

(平成30年度取組事業)

【広報】

- ・ 刊行物等への啓発標語の掲載 (P 1 各局区等 1, P 5 5 消防局 1, P 5 9 交通局 1 1)
- ・ 公用車による啓発 (巡回啓発, ステッカー掲示) (P 1 各局区等 2)
- ・ 人権啓発看板, 啓発のぼり旗等の掲出 (P 1 各局区等 3, P 5 5 消防局 4, P 5 9 交通 2, P 6 1 上下水 4)
- ・ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開 (P 4 総企 2)
- ・ 広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開 (憲法月間・人権月間等における啓発活動) (P 4 総企 5)
- ・ 「人権ゆかりの地」の発信 (P 8 文市 1 3)
- ・ フェイスブックページを活用した情報の発信 (P 8 文市 1 4)
- 人権啓発パネル展の開催 (P 9 文市 2 6)
- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 (P 1 0 文市 2 8)
- ・ 人権月間ポスターの掲示 (P 1 0 文市 2 9)
- ・ 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載, 憲法月間街頭啓発, 区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発, 人権啓発作品展など (各区・支所)
- ・ 啓発ポスターの作成及び掲出 (P 5 9 交通 4)
- ・ 街頭人権啓発活動の実施 (P 5 9 交通 5)
- ・ 市バス車内への人権啓発絵画の展示 (P 5 9 交通 6)

【学習機会の提供】

- ・ 人権に関する講演会, 映画鑑賞会及び施設見学会など (各区・支所)
- ・ 世界人権問題研究センター「人権大学講座」(P 9 文市 1 9)
- ・ 「四字熟語人権マンガ」の募集 (P 9 文市 2 4)
- ・ 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催 (P 9 文市 2 5)
- ・ 人権資料展示施設 (ツラッティ千本, 柳原銀行記念資料館) の運営 (P 9 文市 2 7)
- ・ 消防団員を対象とする研修会 (P 5 5 消防 7)
- ・ 常設展示の充実 (P 6 7 教育 3 9)

【自主的な取組の支援】

- ・ 地域団体の人権研修支援（資料提供等）（P 1 各局区等 4）
- ・ 人権啓発サポート制度（P 8 文市 1 6）【再掲】
- ・ 人権啓発活動補助金の交付（P 1 0 文市 3 0）

イ 企業・団体等への啓発

市民をはじめ多くの人々が働く場である企業や団体等において、人権尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくりなどが、その社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発及び支援を推進する。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ 人権啓発サポート制度（P 8 文市 1 6，P 1 2 産観 3）【再掲】
- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P 1 0 文市 3 3）【再掲】
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催（P 1 0 文市 3 4）【再掲】
- ・ 人権文化推進協力企業感謝状贈呈制度（P 1 0 文市 3 6）
- ・ インターネットを活用した情報の発信（P 1 2 産観 1）【再掲】
- ・ 講座の開催（P 1 2 産観 2）【再掲】
- ・ 伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座（P 4 6 伏見区 8）
- ・ 交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修（P 5 9 交通 1 0）
- ・ 関連企業に対する啓発活動の実施（P 6 1 上下水 3）

ウ 関係機関等との連携

「融合」の視点から市役所内の連携を密にし、人権施策を総合的に進めていくとともに、「共汗」の視点から関係行政機関、研究機関及び市民団体等との協働により施策を推進する。

（平成 3 0 年度取組事業）

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画（P 9 文市 2 0）
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画（P 1 0 文市 3 1）
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画（P 1 0 文市 3 2）
- ・ 地域啓発推進協議会による連携充実（各区）
- ・ 人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）（P 6 3 教育 1 1）

2 相談・救済

主な課題

- ◆ 人権を侵害されている人が、相談をし、必要な場合には、適切な機関による救済が受けられるよう、窓口の一層の周知と相談体制の充実、関係機関によるネットワークの強化を図っていく必要がある。

実施施策

(1) 各種の相談に応えられる体制の充実

多言語による相談など、相談者のニーズに応じた相談体制の充実を図るとともに、複雑化・多様化する相談に対応し、また、相談者の置かれている立場に寄り添った相談が行えるよう、従事職員の資質向上のための研修の充実等に取り組む。

(平成30年度取組事業)

- ・ 京都市民法律相談事業の実施（P 1 1 文市3 9）
- ・ 区民ふれあい相談コーナーの開設（各区・支所）
- ・ 市民からの相談電話を通じた情報提供（P 5 5 消防2）

※ 重要課題に関する取組事業は、「I 各重要課題の取組」に掲載。

(2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

人権問題が複雑化、多様化する中で、相談・救済機関の連携が図れるよう本市の各部局はもとより、京都地方法務局や京都労働局などの関係機関等と相互のネットワークを強化する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画（P 9 文市2 0）【再掲】
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画（P 1 0 文市3 1）【再掲】
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画（P 1 0 文市3 2）【再掲】

(3) 人権擁護委員活動との連携

啓発・相談や人権侵犯事件に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに、活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を進める。

(平成30年度取組事業)

- ・ 人権擁護委員による特設相談の実施（P 8 文市1 5）
- ・ 人権擁護委員との連携及び活動の支援（P 9 文市2 1）

(4) 相談機関等に関する情報の周知

市民が、人権に関する問題が起こった場合に適切な機関等に相談ができるよう十分な周知を進める。

(平成30年度取組事業)

- ・ 「京都市人権相談マップ」の発行（P 8 文市1 8）

Ⅲ 計画の推進に関する取組

1 推進体制と職員研修

実施施策

(1) 推進体制

京都市人権文化推進計画に基づく人権施策について、全庁的な組織としての「人権文化推進会議」を中心に関係部局間で緊密に連携を取りながら、総合的、効果的に推進する。

(平成30年度取組事業)

- ・ 人権行政の視点からの所属事務事業の点検（P 1 各局区等7）
- ・ 人権文化推進会議による庁内の連携充実（P 9 文市23）
- ・ 各種会議等による局内連携の充実（P 6 1 上下水5）

(2) 職員研修

職員の人権尊重意識を徹底し、ひとりひとりが人権の尊重を基礎として行動できるよう、不断に職員研修に努める。また、研修効果が高まるような工夫、より効果的・効率的な研修方法についての研究を進める。

(平成30年度取組事業)

- ・ 人権行政に関する情報等の職員への提供（P1 各局区等6, P 5 9 交通局1, P 6 1 上下水7, P 6 6 教育27）
- ・ 人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備（P 1 各局区等8）
- ・ 職員研修の実施・充実（P 1 各局区等9, P 3 行財1, 消防, 交通, 上下水, 教育等）
- ◎ パワーハラスメント防止に向けた研修及び職場教育の実施（P 5 5 消防8）
- ・ 障害者福祉講座の実施（P 5 8 消防35）
- ・ 国際文化系研修の実施（P 5 8 消防36）
- ・ 手話講座の実施（P 5 8 消防37）
- ・ 人権研修推進者の養成（P 5 8 消防41）
- ・ 人権研修推進者等による研修内容等の検討（P 5 8 消防42）
- ・ 職場活性化専門委員会（P 5 9 交通3）
- ・ 庁内誌への啓発標語の掲載（P 6 1 上下水2）
- ・ お客様対応研修（P 6 1 上下水10）
- ・ 人権啓発映画の貸出し（P 6 6 教育29）
- ・ 教職員の教育研究団体研修への支援（P 6 7 教育34）
- ・ 教育研究資料・教育関係図書の充実（P 6 7 教育35）

2 関係機関、関係団体との連携

人権尊重のまちづくりを進めるため、国、京都府などの行政機関、各種団体などと、それぞれの役割や責任を明確にしつつ、幅広い連携、協力を図る。

(平成30年度取組事業)

- ※ 「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発 ウ 関係機関等との連携」及び「Ⅱ 2 相談・救済 (2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実」に取組事業を掲載。

3 進行管理と評価

(1) 進行管理

京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、実施状況の点検を行うとともに、市民に対して本市の人権に関する取組を分かりやすく発信し、進捗状況が伝わるような工夫を行っていく。

(平成30年度取組事業)

- ・ 京都市人権レポートの発行 (P 8 文市 1 7)
- ・ インターネットにおける事業計画書の掲載 (P 1 0 文市 3 5)

(2) 評価

外部の視点から施策点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会」において、専門的な見地及び市民の立場から実施事業の評価をしていただき、施策に反映させる。

(平成30年度取組事業)

- ・ 京都市人権文化推進懇話会の運営 (P 9 文市 2 2)
- ◎ 人権文化推進計画中間見直しに係る市民意識調査の実施 (P 1 1 文市 3 8)